

格付提供方針等

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社

1. 当社は、公開信用格付に関する格付アクションの最終決定と、当該格付アクション及び関連コメントの公表の時間的間隔を、格付付与方針等に規定された事実誤認防止等のための要件を満たす範囲内で合理的に可能な限り短縮すべく、合理的な範囲で最大限の努力を行うものとする。

2. 当社は、その無料サイト上で、すべての公開信用格付及びこれに関わる格付アクションと意見を、利用者を限定することなく公表するものとする。これには信用格付の取り下げも含まれる。当社は、あらゆる公開信用格付の新規付与及びその後の格付アクションにあたり、当該公開信用格付又は格付アクションに関する適切な発表を、関連するコメントとともに、当社が公表媒体として適切と判断する通信社及びその他の報道機関を通じて行う。

3. 付与した公開信用格付を提供し、又は閲覧に供する場合には、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表する。ただし、資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合には、ホに掲げる事項（府令第307条第2項第1号又は第2号に掲げる者の氏名又は名称に限る。）に代えて、同項第1号又は第2号に掲げる者の業種、規模及び所在する地域並びに公表しない合理的な理由を公表することができる。

イ 当社の商号及び登録番号並びに当社に対して直近1年以内に講じられた監督上の措置の内容

ロ 信用格付を付与した年月日

ハ 信用格付の付与に係る過程に関与した主任格付アナリストの氏名及び信用格付の付与について当社を代表して責任を有する者（格付部門の統括責任者をいう。）の氏名

ニ 信用格付の付与に当たり採用した次に掲げる事項の概要（信用格付の対象となる事項の区分及びその細目に応じて記載）

一信用状態に関する評価の前提となる事項

一信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準

一信用格付の付与に係る方法（重要なものに限る）

一信用格付の対象となる事項

ホ 格付関係者の氏名又は名称

ヘ 信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であり、かつ、過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合には、その旨

ト 信用格付の付与が格付関係者からの依頼によるものでない場合には、その旨及び信用格付の付与に係る過程において格付関係者から公表されていない情報（信用評価に重要な影

響を及ぼすと認められるものに限る。) を入手したか否かの別

チ 付与した信用格付について更新を行わない場合には、その旨及びその理由

リ 付与した信用格付の前提、意義及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明（信用格付の変動の特性に関する説明及び信用格付の対象となる事項が信用状態の変化に関する情報が限定されている金融商品の信用状態に関する評価である場合における当該信用格付の限界に関する説明を含む。）

ヌ 信用格付の付与に当たり利用した主要な情報に関する次に掲げる事項

(1)当該情報の概要

(2)当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要

(3)当該情報の提供者

ル 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価に関するものである場合には、次に掲げる事項

(1)損失、キャッシュ・フロー及び感応度の分析に関する情報

(2)付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であることを明示するための記号（当該表示に基づき投資者が当該信用格付の意義及び限界を理解するための説明を含む。）

4. 当社が、付与した信用格付を取り下げた場合には、当該撤回に関する情報提供を遅滞なく行うものとする。

5. 信用評価の結果の妥当性について、金融庁長官その他の行政機関がこれを保証したものと誤解されるおそれがある表示を行わないものとする。